

## 第30回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.1

開催日及び場所	平成27年9月18日(金) 本社会議室	
委員	田中俊充(弁護士) 矢橋晨吾(大学名誉教授) 西谷隆亘(大学名誉教授) 垣花直樹(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成27年度契約における1者応札の状況について</li> <li>2. 平成27年度第1四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</li> <li>3. 平成27年度第1四半期における随意契約に関する点検について</li> </ol>	
	委員	機構事務局
1. 平成27年度第1四半期の契約における1者応札の状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1四半期の1者応札は、昨年度の同時期及び3月に比較してやや減少しているが、機構として何か能動的に努力した部分はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から実施している公告の改善、メルマガや参加条件の緩和などの対応を継続して実施しています。また、電子入札のシステムへの利用者登録について、建設業協会、コンサルタツツ協会に本社から依頼を行ったり、各事務所においても依頼を行ってもらっています。現在は1者応札率が若干減っていますが、今後大きな改善が見込まれる状況にはないと感じています。</li> </ul>
2. 平成27年度第1四半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「申請書に不備がある」と「資格要件を満たさず」というものがあるが、書類の不備なら追完すればよいのではないか。</li> <li>・不備の内容が参加要件に関わるものであれば内容を資料に記載してもらいたい。</li> <li>・今まであまり書類の不備というのは聞いたことがなかったが今回は多く見られ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類に記載された内容を確認するための書類が不足しているようなものであれば追加要請をする場合がありますが、同種工事ではないものが記載されているなどの不備については追加要請をしません。</li> <li>・以後、記載するようにします。</li> <li>・特に1者応札の対策を取り始めた頃には履行不能のような状況もありました。ただし今年に入って特に顕</li> </ul>

## 第30回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.2

	<p>る。1者応札で参加資格の裾野を広げすぎて基本的なことを理解できない業者が参入していることが危惧されるのではないか。</p> <p>・システム保守関係の1者応札があるが、システムを導入する時にメンテナンスを含めて契約することはできないのか。</p>	<p>著になる要因はなく、今回は特定の一者が複数の入札でミスを起こしたことが主な原因でした。今後も業者への丁寧な対応を行っていくよう心がけます。</p> <p>・機械の保守などメンテナンスが必要なものは導入時に極力保守を含めた一体契約を行うようにしてきていくところです。今後、新たに開発するシステムは保守を含めた契約になると思います。</p>
<p>3. 平成27年度第1四半期における随意契約に関する点検について</p>	<p>・予定価格は、一定の基準のもとに作成されているものと思うが、落札額が70%、80%となった場合に相手業者から積算内容を聞いて予定価格を変更することはできるか。</p> <p>・了承する。</p>	<p>・積算基準が定められており、安くなったから次は予定価格を下げるといったことはできません。</p> <p>[新規の随意契約の了承について] 訴訟における弁護士への委任について、今後、新たに訴訟が提起された場合には顧問弁護士に委任することで包括了承をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内                      電話    048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長                      河野 裕明 (内線 2251)

技術管理室担当課長                            今井 敬三 (内線 4631)